

要　旨

原告 準備書面第37号（その2）

【原告の「本件事故前の科学的、専門技術的知見】

- 1 日本で一番津波に弱い福島第一原発

電事連の部会（平成12〈2000〉年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1~3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1~6号	×	×	×	1、2:× その他:○	×	×
福島第二1~4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1~7号	○	○	1~4:× 5~7:○	○	1~3:× 4~7:○	×
浜岡1~5号	○	×	×	○	○	○
美浜1~3号	○	○	×	○	○	○

▪ 2 国会事故調 (ダイジェスト版) 結論の要旨より (4p~9p)

【認識の共有化】 ←

当委員会は、「**事故は継続しており、被災後の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）の建物と設備の脆弱性及び被害を受けた住民への対応は急務である**」と認識する。また「この事故報告が提出されることで、事故が過去のものとされてしまうこと」に強い危惧を覚える。日本全体、そして世界に大きな影響を与え、今なお続いているこの事故は、今後も独立した第三者によって継続して厳しく監視、検証されるべきである（提言 7 に対応）。←

【事故の根源的原因】 ←

当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、「**規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた点に求められる。**」と認識する。**何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である**（提言 1 に対応） ←

【原告の所見】

以上について原告は、国会事故調が示す 7 つの提言は、原発事故から国民自身が学ばなければならないことを集約して示している。特に、原告（双葉町長）は福島第一原子力発電所 5・6 号機を抱えていたので、勢い事故が起きないよう気配りをしていた。しかしそれは表面しか見ていないかったので、事故の要因の地震・津波対策については疎かだった。2002 年に中央防災会議で「長期評価」の議題が遡上していたことに、気が回らなかつたことと合わせて、被告らが津波対策の必要性を偽装していたことに気づかなかつた責任はある。本件事故から学んだことは、人との関係が性善説だけでは危険だということを痛感させられている。

国会事故調の 7 つの提言は、今や忘却となりつつあるが、人類は忘れることは許されない。地球温暖化の根源は、原子力発電所が放出する冷却水の温度上昇であることを忘れてはいけない。

原告が本件事故後の悪質さを指摘するならば、経済産業省を中心に進めている事故対応組織の悪意の不条理さを解消するために、被告東電、被告国等の利益相反関係者（債務者）と、発電所周辺自治体と被災者（債権者）らが対等に会

するステークホルダー・ミーティングの体制を確立するに至っていないことがある。

ステークホルダー・ミーティング体制の確立には、災害対策基本法第一条が定めている「それぞれの責任」を明確にした、被災者（債権者：国民）と事故原因者（債務者：東京電力株式会社・原子力安全・保安院）の公開の場でそれぞれが主張しあうことである。代理人どうしの話し合いは、債権者の本旨が届かない場合が多いので、改善されるべきである。

3 先ず

●1 原告準備書面第37号（その1）において、歴史的事実の下に、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）の事実を例示し、多角的に証拠を添えて事故の責任を解明した。

●2 原告は工業高校機械科で学んだ、耐力・破断及び重力加速度等の応用力学、熱・水力学、金属の特性、構造力学及び簡単な電気、化学を少し触れた程度の知識を基に、建築工事（主に、給排水設備工事、空調・換気設備工事等）、土木工事等の施工実績と、海水使用施設の栽培漁業センター及び漁協の海水揚水施設の設計、施工、保守管理の関係で、海水の特性を学んだ。その中で1. 渡辺敦雄氏、2. 佐藤暁氏、3. 筒井哲郎氏、4. 後藤政志氏、（上津原氏は別）5. 吉岡律夫氏（以下、5名の方を原告は「善意の国民」と呼ぶ）などの高学歴者と、原告の知力・見識は比べられるものではない。

各氏はそれぞれ高学歴の上、経験も豊富で金属学、構造力学の原理・原則を共有しているものと受け止めている。又、発電所、造船所等の巨大プラントの実務経験も積んでおられるので、机上だけで理を論じている方からすれば、各氏の主張・提言は傾聴すべきものと、原告の経験則から理解している。

●3 上記の方々の意見を、反証して被告国は否定しているが、反証の現場（モデル）がない言葉だけの反論では、原告は実形状、実数の現場のない言葉だけをその通りということはできない。被告が上記の方々の意見を否定できるモデルを、ぜひ、再現していただきたいと願う。

●4 被告国第26準備書面の反論に入る前に、語っておきたいことがある。先ず、原告は、原発のそばで生活していた。そして、双葉町長になる前には、第

一原発構内で栽培漁業センターの海水送水設備の日常点検及び月例点検、定期的な分解・点検、整備を行うとともに、東京電力の仕事として、発電所構内の消火配管の布設替え、新事務本館の空調設備工事、固体廃棄物建屋の空調設備工事及び、PP ゲート内サービス建屋内の給排水設備の修繕等を行ってきているので、発電所構内の雰囲気を理解している上で、原告自身（元双葉町長）が本件事故について語らなければならない。

●5 話を双葉町長の本分について語ると、最優先の町民の安寧を守ることを第一に歴史を継承し、町の健全な行政運営を基本として、自ら経営を企画し、起案し、職員に判断を求め、支障があるところは修正し、議会と議論し予算化して、実行する。これは、過去から学び、未来を予想し、予算の無駄を省き実施する。実行した責任は、町長にあるので細心の注意を払うことは当然である。決断したことについて、絶対に失敗は許されないので、常に細心の気配りでいた。

この細心の気配りを東電にも求めていた、しかし、日常的に発電所から届けられるトラブル報告の量は、大変多いので、これで本当に安全は確保されているのだろうかという心配が尽きることはなかった。

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005～2006年版）

7つの地震対策が施されていたなら、本件事故は起きなかつた。

▪ 6 重要な新聞記事 ①

(第3種郵便物認可)

1/14 東京

津波対策 一声で先送り

東電元幹部公判 証人尋問終了

■ 08年7月31日 「津波対策を取らないと いう結論は予想していなかつたので、力が抜けました」。東電で津波予測を担当した男性社員は、四月十九日の法廷で「あの日」を振り返った。

08年七月三十一日、東電本店であつた被告の武藤栄元副社長(元副社長)と津波対策担当者らの会合。原子力・立地副本部長だった武藤元副社長に、津波対策の判断を仰ぐ場だつた。

東電は津波対策の見直し作業中で、担当者は「津波は最大一五・七%」といふことを公判で、子会社から伝えられた試算結果を踏まえ、「何らかの津波対策が必要になると思つ

■ 現場は「必要」…

■ 社員の危機感

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣二人の東京地裁の公判は三日に証人尋問が終了し、十六日から被告人質間に移る。これまでの公判で、二〇一一年東日本大震災の三年前に津波対策が先送りされた経緯が明らかになり、住民の死亡と事故の因果関係を認める証言もあった。(蜘蛛美鶴)

東京電力の津波対策の変遷

2008年 3月18日	子会社から現場レベルに「最大15.7メートルの津波」の試算結果
4月6日	現場で津波対策案を検討
4月6日	沖合に防波堤を設置しては?
4月6日	敷地を囲う防潮壁が必要だ
6月10日	武藤栄元副社長に津波試算を報告。

この記事を、原告（元双葉町長）立場で言えば、具体的な呼名で津波問題が議論されていたことを立証している。したがって、このことは被告東電単体の問題ではなく発電所立地地域の問題として、当然、安全確保協定の俎上に載らなければならなかった事案である。被告東電社内の経営判断で片付けられるのであれば、9頁に記載した「原子力発電所の地震対策」が当然万全でなければならぬ。

しかし、本件事故では、被告東電は自力で事故対応費用も、人力も対応できず、善良な国民の財産である公金にすがっているが、事故を防がなかつた責任は最後まで果たさなければならないことを、もつて国民に謝罪し、被災者には最後まで補償しなければならない。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判された工エネ庁長官、石田徹。工エネ庁が残したメモによれば「大臣からご指示いただければ作業を開始する」と迫る石田に、直嶋は「そうしようか」と述べ、「津波抜き」に同意した。だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震安全審査室長の小林勝だ。小林によると10年だ。7月ごろ、意を決して上司の原子力発電安全審査課長・野口哲男に直訴した。「（津波力の問題を含めて）原子力の

上記 記事の内容は、プルサーマル運転承認の了解に係る福島県原子力安全確保技術連絡会に諮るための会議資料中に、「被告東電及び被告国が提示する会議資料には、津波問題を議題にしないという密談」が記されている。

エネ庁長官の石田が直嶋経産大臣に、会議の議題から津波問題を除くための上申で、直嶋は「そうしようか」と述べ、「**津波抜き**」に同意した。と記載されている。

この記事を読んで原告は、「**福島県原子力安全確保技術連絡会**」の会議資料をつぶさに確認したところ、いずれも津波について語っていないことを確認している。したがって、発電所所在町を虚偽資料で騙したのである。これは明らかな欺罔で、奸さで、犯罪である。

3) 福島第一原発3号機へのプルサーマルの導入に伴う耐震安全性評価

福島第一原発3号機におけるプルサーマルの導入に際して、平成22(2010)年3月、福島県知事である佐藤雄平氏は、耐震安全性評価の確認、高経年化対策の確認、搬入後10年経過した混合酸化物(MOX)燃料の健全性確認の3つの技術条件(以下「技術的3条件」という)が全て満たされることを実施受け入れに必要不可欠な条件とした。

福島県原子力安全確保技術連絡会委員である福島県の担当者は、技術的 3 条件に関して「県が安全と判断したのではなく、国が安全と評価したことに納得した⁸」とコメントしている。他方で、保安院は福島第一原発 3 号機に係る中間報告の評価結果が妥当である旨報告⁹しているが、前述のとおり、中間報告は耐震安全性を国が確認することを目的としたものではなく¹⁰、耐震安全性が十分確保されていると結論づけるには不十分なものであるという事実は、福島県他の地元自治体には伝えられなかつた。

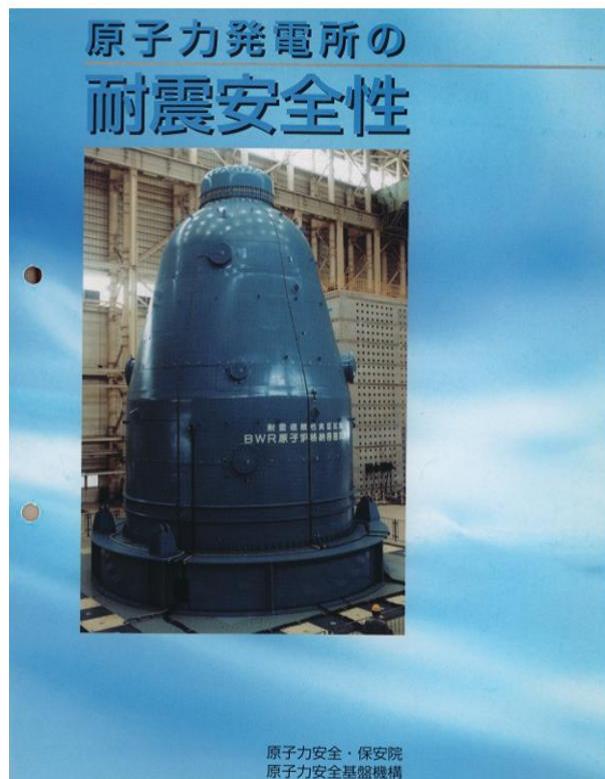
上記の記述からは、前頁の直嶋経産大臣の「津波抜き」の意図が、明確に記されていることが分かる。

本件事故は上記の「大臣の意向伺い行為と判断・決断」から発展したもので、恣意的な判断と偽装工作をせずに、事実に素直さがあれば本件事故は防げたのである。これを「不利益情報の不告知」といい、このことで被害に遭った者は、全て欺罔の被害者で、損害賠償請求のできる債権者という身分になる。

したがって、本件事故対策について原告側の「善意の国民」の提案を、非難する前に被告国の不作為を詳らかにし、1 億人の国民の中から声を挙げていただいた、前記 5 名の「善意の国民」の提案に対し感謝しなければならない。

以上のことから、被告国第 26 準備書面で、原告側の「善意の国民」に対して問責をする資格が存在しないことは明らかである。

原告の記憶



この資料で、～振動試験をしたと説明されても、原告は了とはしない。理由は、単体のヤカンを振動台で破壊検査をしているだけで、このヤカンにつながるシステムと一緒にしなければ、システムとしての曲げや重力加速度による変位・応力等の観測ができない。この資料を、原告が事故前に見逃していたかもしれないものだが、内容には地震・津波に対する考慮があるので証拠とした。したがって、本件事故は「想定外」と、被告らは言うことができない。

【この資料が原告の「本件事故前の科学的、専門技術的知見」と理解していた。】

双葉町に対し、原子力発電所の安全に対する考え方を示していた経済産業省原子力安全・保安院には、結果責任を果たしてもらわなければならない。原告・双葉町民に対して、以下の責任をきっちり果たしてもらわなければならない。

原子力発電所に係る安全性の確保については、多重防護という考え方のもとに、『1. 異常の発生を未然に防ぐ』、『2. 異常が起きてても事故に拡大させない』、『3. 万一事故が起きても影響を少なくする』という3段階の対策をとっています。

地震に対する安全性確保の観点からは、原子力発電所施設が耐震設計上の重要度分類に応じて、考えられる最大級のものまでの地震が想定され、その他の各種荷重を考慮した上で適切な余裕のある設計となっていることが求められております。

経済産業省原子力安全・保安院では、こうした耐震設計に係る事項について、設計に用いる地震力や主要工作物の詳細設計はもとより、その基礎となるデータ等の妥当性をも含めて、専門家の意見を踏まえながら厳しく審査していますが、さらに、原子力の安全をより確実なものとするため、原子力事業者に対して直接規制を行う経済産業省原子力安全・保安院と、それらの規制活動を監視・監査する原子力安全委員会による「ダブルチェック体制」がとられています。

なお、耐震設計上の配慮とは別に、一定以上の大きな揺れを感じた時には制御棒を自動的に挿入し、原子炉を素早く停止させる装置を設けることも義務づけています。

2 設計段階における安全性の確認

その5

津波に対する安全性の確認

過去の津波に係る調査や、想定される津波の数値シミュレーションなどを実施して、津波時の海面上昇と下降量を推算し、津波に対する発電所の安全性を確認することにしています。

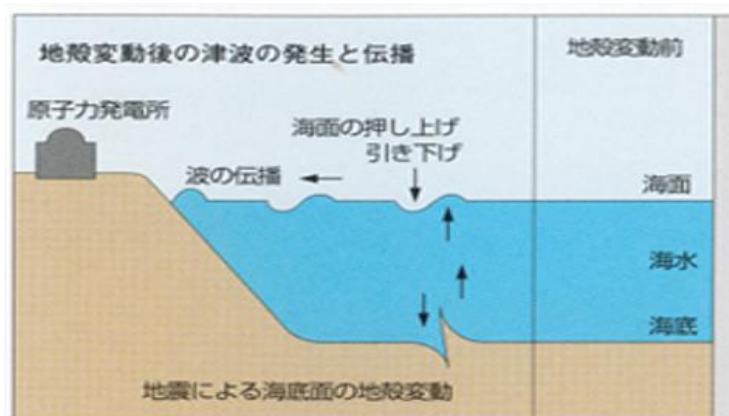
敷地周辺で発生した過去の地震およびそれに伴う津波の大きさを十分調査すると共に、津波解析により重要施設の安全性を確認しています。

津波解析では、実際の海底や海岸の地形ならびに護岸・防波堤等を考慮したモデルを作成し、発電所敷地周辺での津波の高さをコンピュータで計算していますが、その際に

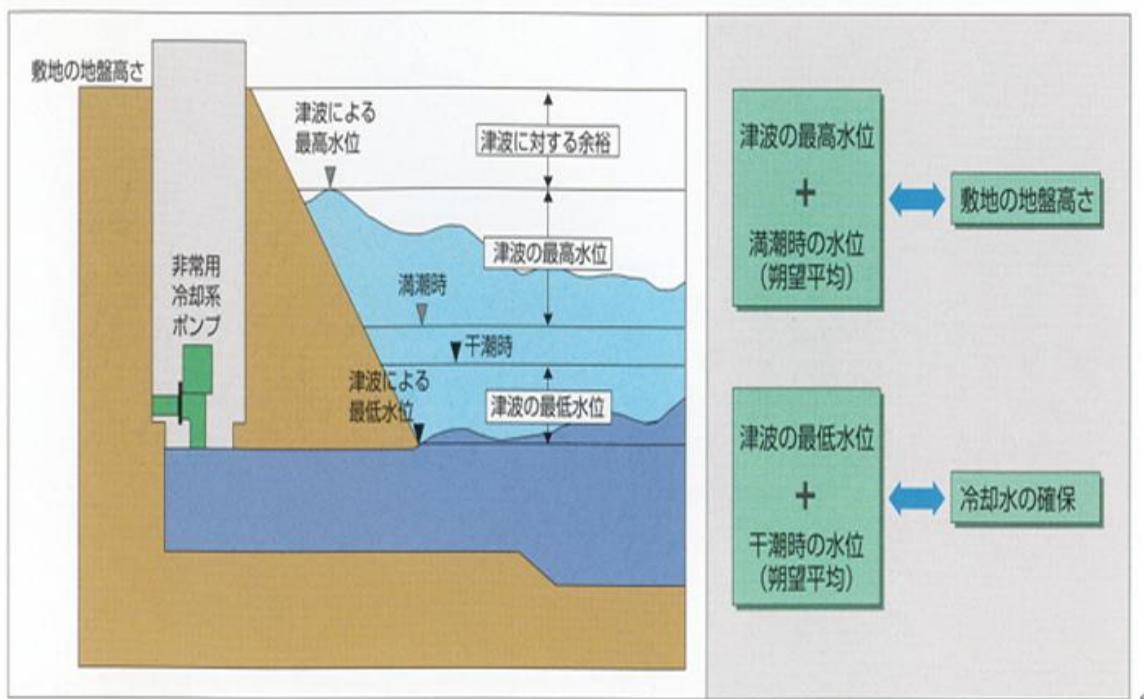
は、過去の津波による痕跡高との整合性により、波源モ

ルや解析手法の妥当性を確認しています。さらに、想定する津波の波源の不確実性を考慮し、解析モデルの諸条件を合理的な範囲内で変化させた解析を行い、求まった津波の最高水位に満潮時の水位を加えた最大水位が発電所の敷地の高さを上回らないこと、また、津波の最低水位から干潮時の水位を差し引いた最低水位に対しては、原子炉機器冷却系に必要な海水を確保できることを確認しています。

「想定する津波の波源の不確実性を考慮し～求まった津波の最高水位に満潮時の水位を加えた最大水位が発電所の敷地の高さを上回らないこと、～」と明記されていた。この資料は、被告国が作り、発電所所在の双葉町に配付していたので、当然、国に事故の責任を追及しなければ、原告は、町民に対する背任を犯したことになる。



上記の図のおかしさは、原子力発電所の高さが波の伝播よりも上に位置していることである。この図はドライサイト・コンセプトをモデルに書いたのではないのか。この図からは原子力発電所と津波は、関係しないようにイメージされているところに、「ウソ」と「騙し」が潜んでいることが分かる。「長期評価」の恐ろしさの公表を阻んだ中央防災会議の責任は非常に重い。



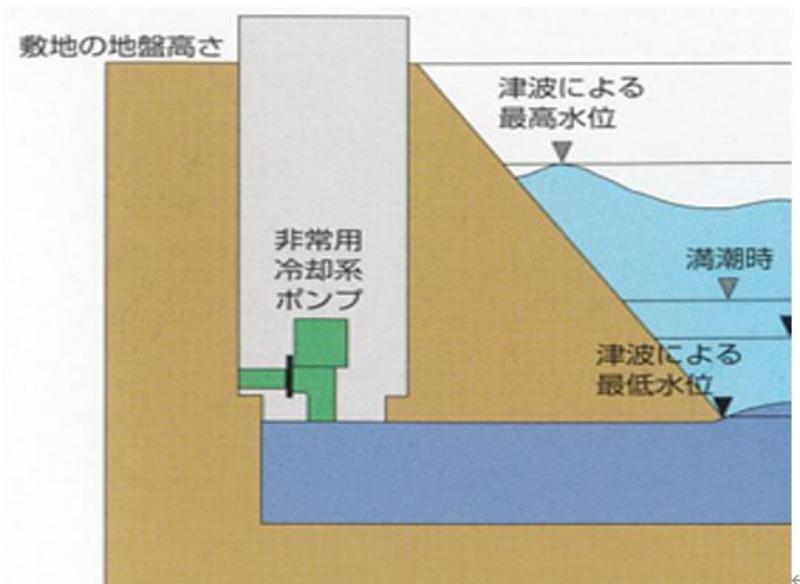
上図は、被告国第 26 準備書面の主張に対する原告の答えになっている。この図のように第一原発がなっていなかったから、津波で壊れたのである。

この資料を双葉町に届けたのは原子力安全・保安院なので、被告国第 26 準備書面の主張に対する答えは、ここに図示していることと、実態が大きく違い、なにを規制し、監理・監督していたんだと、被告国は、原子力安全・保安院に問うべきである。

上図は、平常時に見ると簡単に騙されてしまう。事故前に原告はこの図をつぶさに見たこともなかった。広報誌「エネルギーのまちふたば」に記した安全対策を見ていたので、ここまで深読みをすることもなかった。

しかし、本件事故後、町長をやめて、この資料をじっくり読むと、原子力安全・保安院に「安全」の考えは騙されていたことが確認できた。

被告国は、第26準備書面で、原告の提案の非を責めているが、原子力安全・保安院が示した下記の図は、敷地の高さと言い、非常用冷却系ポンプの取り付け方は、本件事故の状況と大きく違うことが明瞭にわかる。



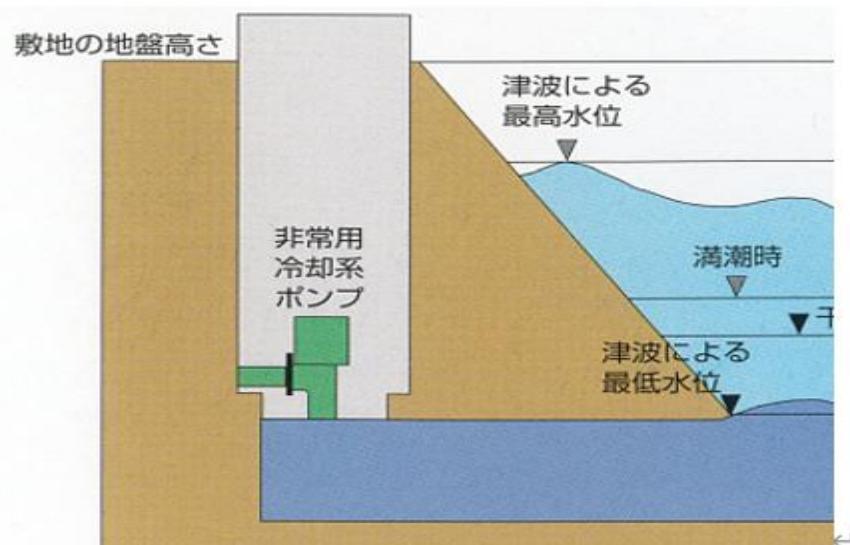
この図が正確ではないことは、原告にはよくわかる。

原告は、双葉町長になる前に、福島県の栽培漁業センター等の施設管理を請け負っていた関係で、発電所の1～4号PPゲート内的一般管理区域に常に入っていた。業務の内容は、海水ポンプの常態監視と定期点検・整備が主で、日常点検・監視、修繕等を行っていた経験が、いま生きている。温海水は、冬季に1号機放水口から3号機の放水口を発電所側の都合に合わせて取水していた。温海水ポンプは、放水口の上に設置していた。

夏季は、自然海水プール脇にあるポンプ室から自然海水を取水して栽培漁業センターへ送水していた。

1～4号機の取水方式と放水方法のシステムと構造は外観していたので、この場所の津波対策工事の施工は、発電所の運転を止めざるを得ないと考えている。

下記の図は、福島第二原発の非常用冷却系ポンプ室の考え方と同じで、ポンプを津波で浸水されることを防ぐ方式を示している。この姿から想像できることは、浸水防止対策はやることを決めればできるということ。被告国は、できない、やらない方法論に立っているので、被告国第26準備書面は、「善意の国民」の提言を全面否定している。

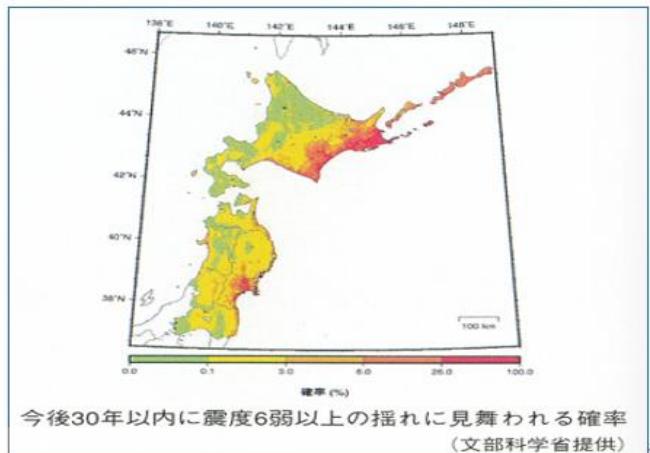


2. 地震調査研究推進本部

文部科学省の地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（平成11年4月23日；以下「総合基本施策」という。）を決定し、この中において全国を概観した地震動予測地図の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とされています。

長期評価部会及び強震動評価部会は、共同して、平成16年度末を目指し、全国を概観した地震動予測地図作成を進める第一歩として、地域を限定して北日本における地震動予測地図の試作版が作成されました（平成15年3月）。

（地震調査研究推進本部 地震調査委員会 長期評価部会・強震動評価部会資料「確率論的地震動予測地図の試作版（地域限定－北日本）」より）



原告の意見：ここによく推本予測が出現、「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」という文字が出てきた。したがって、原子力安全・保安院は、ここで被告東電に防護対策を指示しなければならなかつた。本件事故の原因は**保安院の不作為**によるものであることが、ここで証明された。

しかも、本件地震津波と言い、熊本地震、能登半島沖地震について、いずれの地震学者らは事後の言いわけをいうだけで、防災いわゆる災害を予防できていない。事後の推論を語る者がいるが、彼らは防災に寄与しないので、専門家と名乗ることができない評論家に過ぎない。

原子力発電所では地震の種類を問わず、敷地またはその近傍に影響を与えると考えられる地震を十分考慮に入れて、耐震設計を行うこととしています。←

と明記されている。したがって、原子力安全・保安院はこの文書と違う判断・行為は許されない。

以上を要約し、本資料の内容から判断すると、被告国は万全をきたしていたのだから、本件事故は起こるはずがなかった。「上手の手から水が漏る」という言い方があるが、被告国の原子力規制は盤石だったのだろうが、本件は「**なぜ、4基の原発が同時に壊れたのか？**」についての調査・考慮が未だに残っている。このため、原告は本件事故の収束には、100～200年は要すると見込んでいるので、被害の解消は現時点では見込めない。

【以下は、保安院が福島県原子力安全確保技術連絡会会議に提出した資料の新聞記事】

ここから、直嶋経産大臣に登場して頂かなければならぬ。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天井長官、石田徹。工事部長官が残したメモによれば「大臣からご指示下さいだければ作業を開始する」と迫る石田に、直嶋は「そうします」に同意した。直嶋は「そうします」と述べ、「津波抜き」に同意した。だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震室長の小林勝安だ。小林によると10年後、7月ごろ、意を決して原子力を全般に安全発電に全ての問題を含めて訴訟した。「（津波哲男）」と上司の原子力審査課長・野口（津波哲男）に全般に安全発電に全ての問題を含めて訴訟した。

本件事故は「津波抜き」の効果で、なす術もなく第一原発は津波に襲われ、発電所が壊れた、これは決して想定外なんかではなく、因果応報というのが正しい表現である。

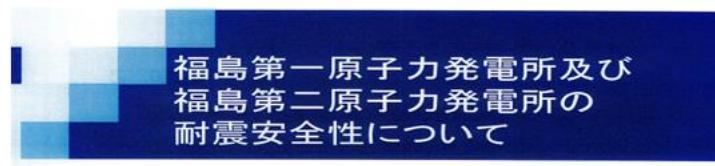
ここに、本件事故の元凶がある。福島県原子力安全確保技術連絡会の会議で、構成町の双葉町が会議資料から「津波抜き」をされて、参加した職員は「津波抜き」の資料でプルサーマル導入について議論をさせられて、福島第一原子力発電所3号機のプルサーマル運転を認めさせられた。この時の資料と報告書に双葉町長は押印してしまった。これは最悪の欺罔と奸さで騙されてしまったのである。

被告東電と被告国は、このようなことを分かりながら、平然として3号機にモックス燃料を装荷して、平成22年秋にプルサーマル運転を開始したのである。

原告は、この新聞記事を見て、しばらくしてから福島県と双葉町に資料の開示を求めてみると、開示された資料のどこにも「津波」についての文字がないことを確認している。

これは、極めて悪質な偽装で発生した超々極悪事件である。

■ 9 原子力安全・保安院の耐震安全性



平成21年7月
原子力安全・保安院

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

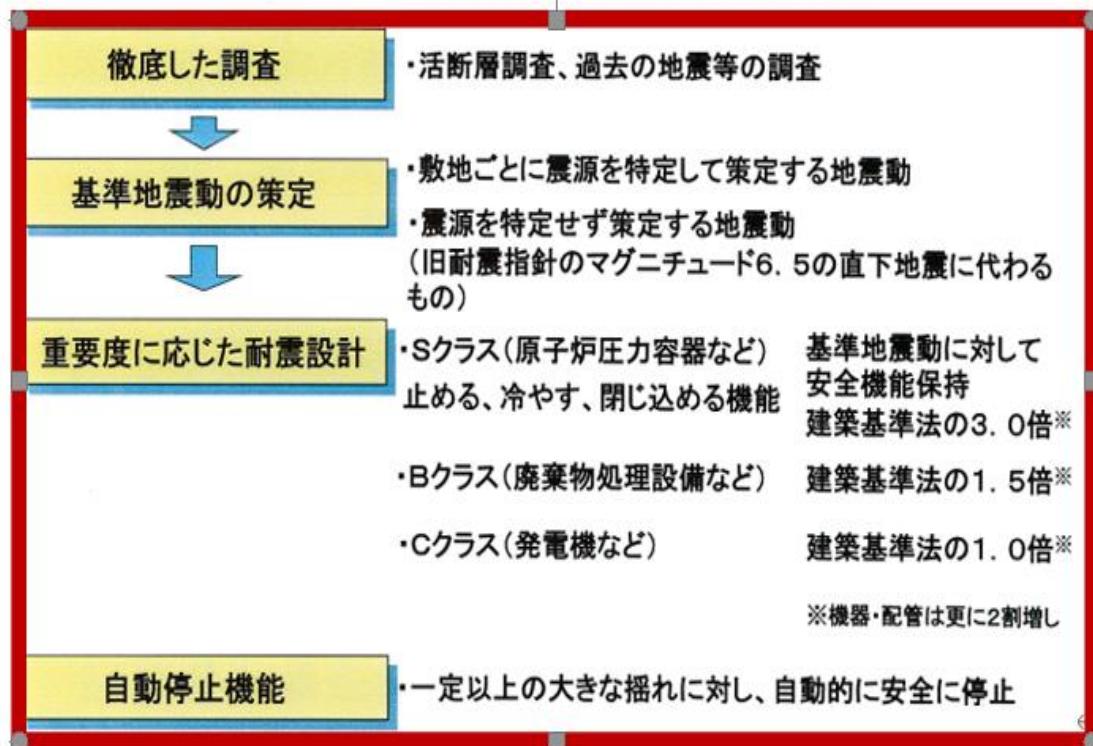
原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた
「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計
その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質
の影響を及ぼさない



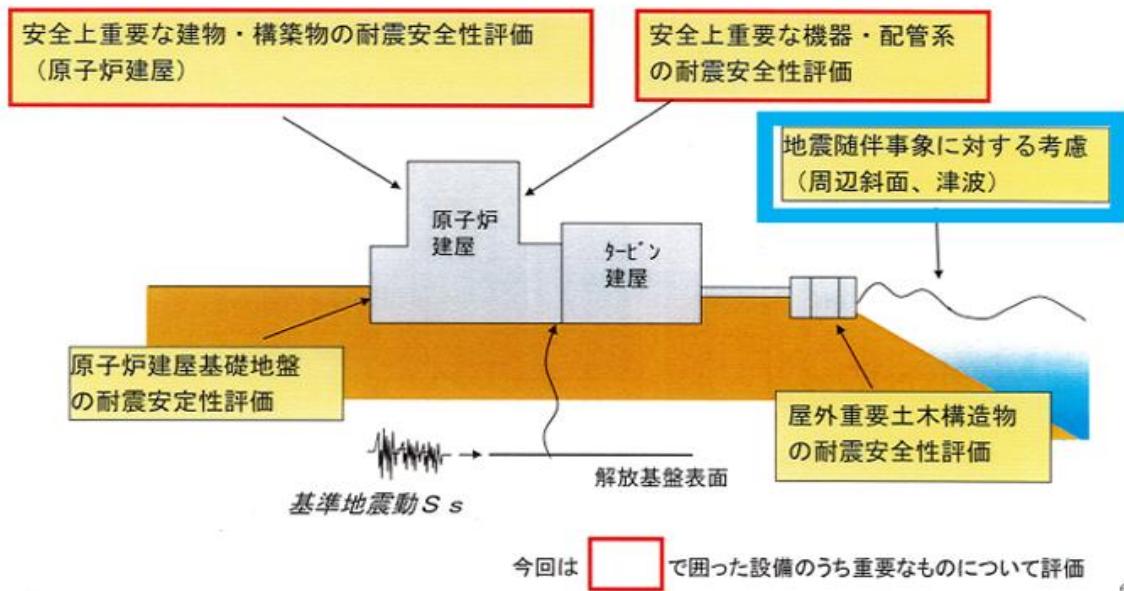
安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」
機能が確保されるように設計

耐震設計の基本方針を実現するために



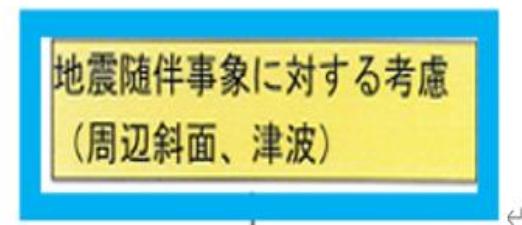
バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動 S_s を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。



以下は、上記図の拡大版

ここで、地震随伴事象に対する考慮（周辺斜面、津波）と明記されている。



地震随伴事象に対する考慮に、(周辺斜面と津波)が記されている。地震には、津波が随伴すると記されているので、この時点で津波を考慮した問題の提起がなければならなかったので、本件事故を想定外というウソについて責任から逃れようとしていることは許されない。

福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されると判断した。

また、福島第一原子力発電所1～4、6号機及び福島第二原子力発電所1～3号機の中間報告については、それぞれ平成21年6月19日、同年4月3日に提出があり、基準地震動Ssは福島第一5号機及び福島第二4号機と同様に策定され、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能は確保されるとしている。原子力安全・保安院は、これらの内容について、今後、専門家による審議を踏まえ厳正に確認することとする。



東京電力HPから

上記の、「原子力安全・保安院は、～『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』機能が確保されると判断した。」の結果責任は原子力安全・保安院に存在することは間違いないので、国家賠償請求対象になる。

施設の耐震安全性の評価

基準地震動Ss-1、Ss-2及びSs-3による施設の耐震安全性評価等に対する保安院の検討結果は、以下のとおりである。

(1) 建物・構築物

原子炉建屋の地震応答解析モデル、解析手法等は妥当なものと判断するとともに、その解析結果は耐震壁の機能維持が確保されるせん断ひずみに余裕をみて設定された基準値以下であることを確認し、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の原子炉建屋の耐震安全性が確保されると判断した。

(2) 機器・配管系

機器・配管系の評価に主に用いられた手法は、これまで工事計画認可等において用いられた実績のあるものであり、それらの手法により行った構造強度評価結果は、評価基準値以下であることを確認した。また、制御棒挿入性に関する評価については、燃料集合体の相対変位が、評価基準値以下であることを確認した。

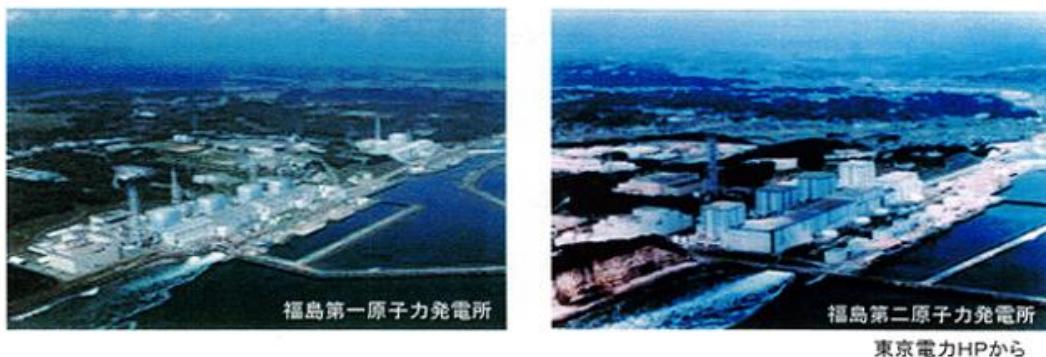
以上より、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の耐震安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保されると判断した。

上記では、「原子炉建屋、安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保されると判断した。」と記されているがウソだった。しかも、第一原子力発電所の1号機から4号機まで世界一の規模の事故が発生し、それぞれの爆発等で原子炉建屋等が吹き飛んでしまい、さらに放射性物質で国土が広範囲に汚染されている。

福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されると判断した。

また、福島第一原子力発電所1～4、6号機及び福島第二原子力発電所1～3号機の中間報告については、それぞれ平成21年6月19日、同年4月3日に提出があり、基準地震動Ssは福島第一5号機及び福島第二4号機と同様に策定され、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能は確保されるとしている。原子力安全・保安院は、これらの内容について、今後、専門家による審議を踏まえ厳正に確認することとする。



上記について、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」は白々しい画餅だった。しかし、ウソで終わられて、そうですかという訳にはいかないので、原子力安全・保安院にはきっちり後始末をつけてもらわなければならない。

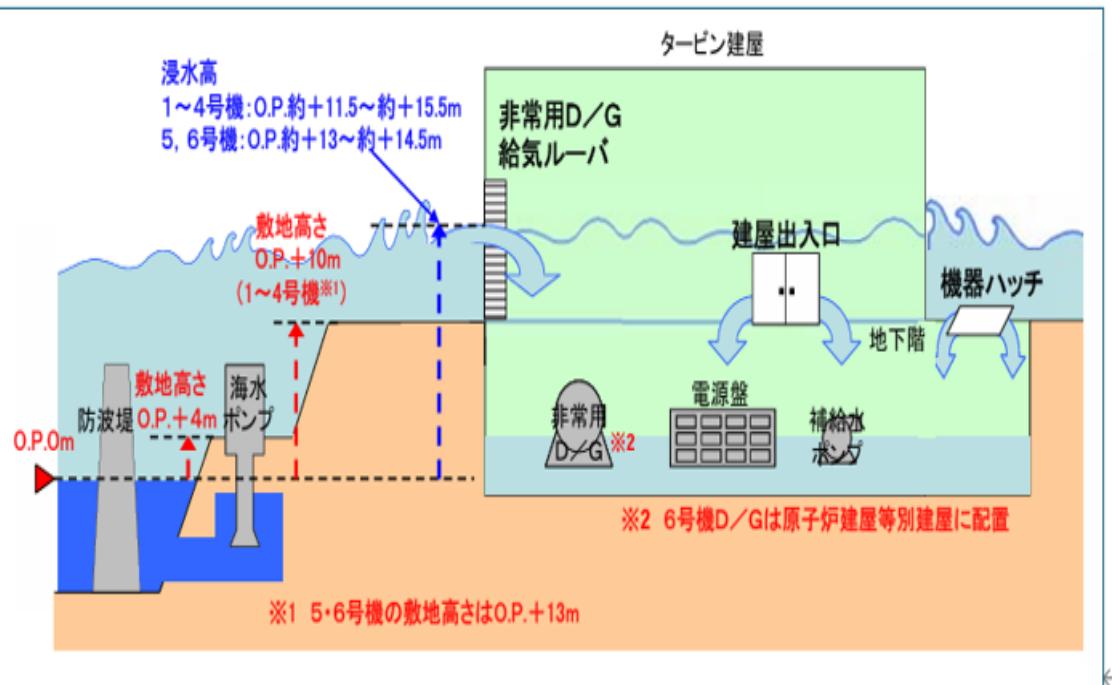
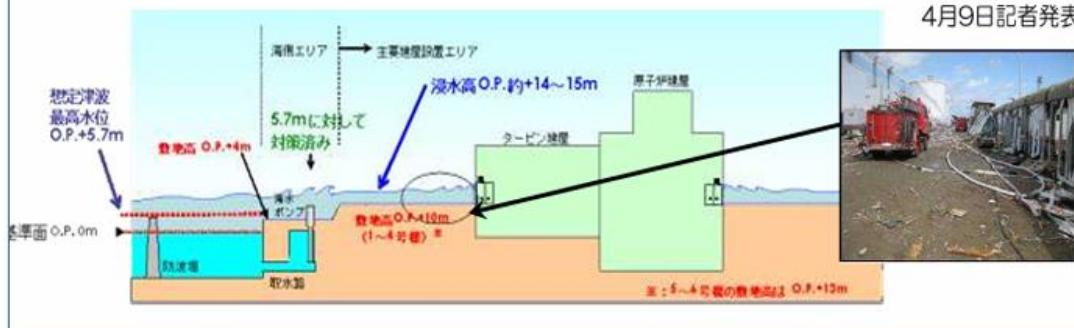
長年、原告ら発電所立地の町民たちは、この3つの言葉に騙されてきたことが、本件事故で立証された。言い換えれば、やるやる詐欺のようなもので、長年、騙したことは事実なので、責任追及と補償を求めていく。

11 それぞれの津波襲来の事例

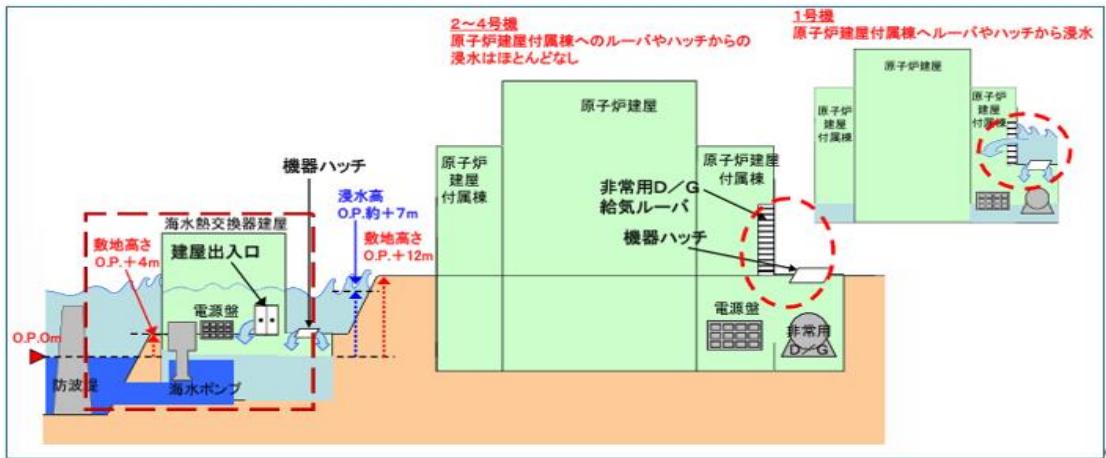
津波による第一原発の浸水状況である。この図には安全上重要なドライサイトが存在していないことを証明している。論より証拠というが、福島第一原発は日本で一番津波に弱い原発であったかを証明している。被告国は、各地の裁判で今村・佐竹教授等の意見を盾にして本件事故の原因を歪曲し抵抗しているが、この図が全て、事実を証明しているので、もはや地震の専門家は不要である。

〔福島第一原子力発電所〕

4月9日記者発表



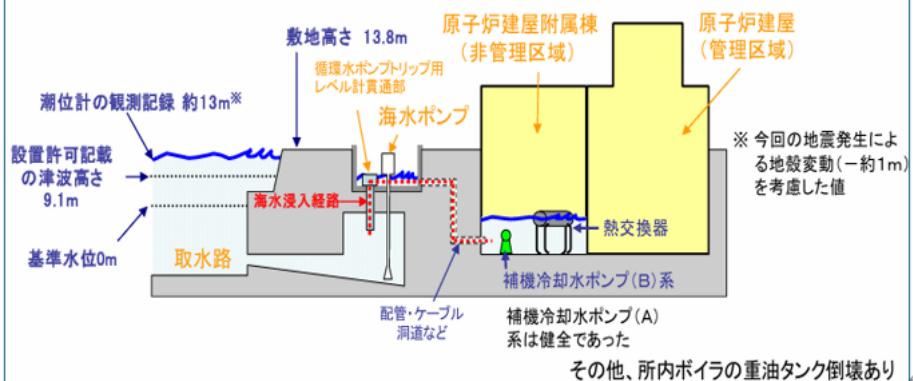
下記図は、福島第二原子力発電所の津波浸水実態⁴⁾

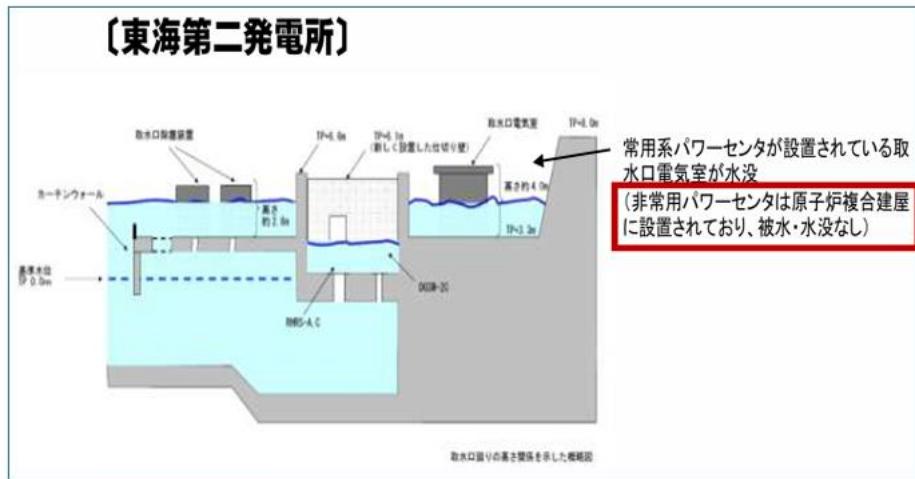


下記は、上記の拡大図⁴⁾



(女川原子力発電所)





女川原発と東海第二原発も際どいところで津波被害から逃れたが、いずれも津波対策を行っていたから第一原発のように壊れなかった。第一原発は津波対策を行っていないから壊れた。この原因は、高度の安全性が求められる原子力発電所の経営者の安全配慮義務違反である。

小 括

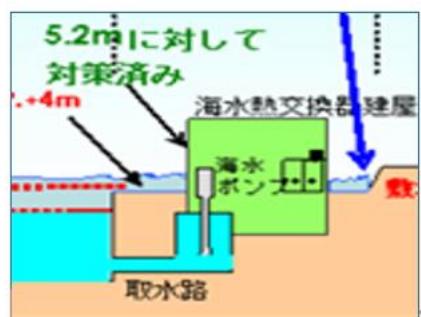
以上、原告第37準備書面（その1）では、第1章として事故前の資料を中心に記してきたが、原告第37準備書面（その2）では、（その1）の第1章に続き、原告が何としても主張しておきたいことを、（その2）の第2章として、追加し、後述する第3章に被告第26準備書面の全部に反論する。

事故前の参考資料を提示しながら、解説・意見を加えてきたのは、事故前のこととは事故後には改ざんされないことと、本件事故後と対比して違いを見ることができるからである。資料中の文言を突き詰めると、事故に至った原因やウソ・偽りが明確になるからでもある。

掲載した多くの資料から見えてくることは、それぞれが本件事故を想定していなかったので、正直な判断がされていることも大切な発見につながった。事故前に目を通していても見逃すことが多く、事故後に同じ資料を見ると、ああ、

こうなっていたのか、ここに重要なことが記されているので、事故後のウソと後知恵の誤魔化しを確認できたということもあった。

ここまで、だいぶ紙面を要したが、以下の図は福島第二原発の海水ポンプの津波対策の実態を示している。第一原発でこのような対策を実施していれば、事態は変わったことが容易に想像でき、被告第26準備書面の失当な主張に反論をする。失当の理由は、下記図に示したように「やればできる」という実証があることを省みずに、「できない」だけの理屈を並べて正当化していることをいう。



第3章 第26準備書面に反論する

先ず、原告自身の立場から被告国第26準備書面の内容に簡便に反論する

1 発電所の所有者はだれかという疑問について

東京電力は原発所有者なので、周辺監視区域内においては、所有者としての社会的責任と、原子力発電所に課せられている高度の安全を堅持するために善管注意義務を果たさなければならない。

被告第26準備書面で国は、「善意の国民」が提言する内容を卑下するだけで、原発所有者に課せられていた高度の安全配慮義務の責任を減却させ、挙句に、「善意の国民」が提唱する改善案を全否定することは、国民があらゆる方策を考え、提唱することに対するいわれのない挑発である。

2 所有し運転していた者の責任を除外した主張

原発は双葉町が誘致したものであるが、経営・運転に関しては被告東電が、法及び規則、保安規定及び内規等により第一義的に「善管注意義務」の下に管理・運転するもので、双葉町及び双葉町民に対し、被害が波及することを認めたものではない。しかるに、被告第26準備書面の全部に、被告東電の所有者責任の不作為を論じていないのは、偏ったもので不当に原告に責任を転嫁しようとしている。

3 第一原発の設計・施工を「認めた者」の責任

我が国の事業者は、国の法令・規則・マニュアル等の規制に無いものはできないはずである。国の規制下に無いものは、通常違法という扱いがされている。福島第一原発は旧通産省の規制の下に起案、基本設計から建設・運転等及び定期点検時の検査で、それぞれ承認をされてきたことは事実なので、被告第26準備書面の全部で「善意の国民」が示した意見を否定する内容からは、「本件事故前の科学的、専門技術的知見」が規制担当部局に無かったから本件事故に繋がったと判断している。このため、本件事故の責任は規制主務省庁の経済産業省にあると断定している。

4 双葉町と第一原発の関係

双葉町は地方公共団体として、又、誘致企業として第一原発と共生してきた。原告が双葉町長に就任してから、被告東電から個人的に何ら便宜供与を受けたこともなく、町内の他の企業と同じく一営利企業の扱いをしていた。原子力産業が抱える「放射能の危険」に常時晒されるので、被告東電とは「略称：安全確保協定」を結んでいた。この協定には強制力がなく、紳士協定という位置付けだったので、被告東電から軽んじられていたことは、本件事故後に露見している「双葉町に対する秘密事案等」において証明されている。

騙され続けることはできないので、「双葉町に対する秘密事案等」とりわけ、既述した「直嶋経産大臣の津波抜き」は、人間が持つ律義さ、社会

正義からしても永久に許せることではないので、本件事故に至る経緯は、直嶋経産大臣が決断した津波抜きで双葉町は原発事故に巻き込まれてしまい、発電所から放出された放射性物質により、双葉町の社会秩序が壊されてしまい、町民の生活の場が壊されたということを、子々孫々まで言い伝えなければならない。

このようなことから、被告東電及び被告国とは信頼関係ではなく、ウソ・騙しの関係だったことが本件事故に際して露見している。

5 双葉町へ情報の共有は万全だったのか

双葉町と被告らとの間に信頼関係が有ったら、本件事故には至らなかつた。

原告第37準備書面（その1）の全部、及び（その2）の前段で示してきた証拠及び解説にあることは、それらのほとんどは本件事故発生後、双葉町長をやめてから本件裁判を通じて得た情報だった。

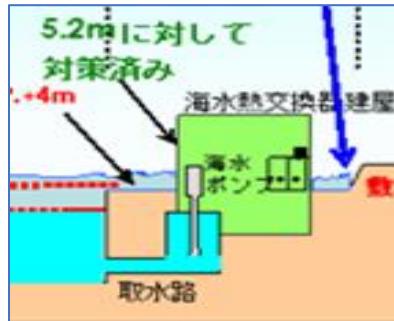
したがって、双葉町長在職中の知見は、加工されたものや、矮小化されていたのだった。現に「**直嶋経産大臣が津波抜き**」をしていたことは、高知新聞の記事を読むまで、福島県原子力安全確保技術連絡会の会議資料が改ざんされていたことを知らなかったことからも、本件事故は「ウソ・偽装」の塊の「人災である」と判断している。

本件事故前に、時々、第一原発の幹部が準備した酒席につくことがあった。このとき必ず、会費相当の酒を持参し、東電の接待とされないように注意をしていた。また、時々、第一と第二の保安検査官事務所長と原告及び町職員たちと双葉町の清水屋で、酒席を共にしていた。この時、接待にならないように、保安検査官事務所長からはそれぞれ会費を頂いていた。

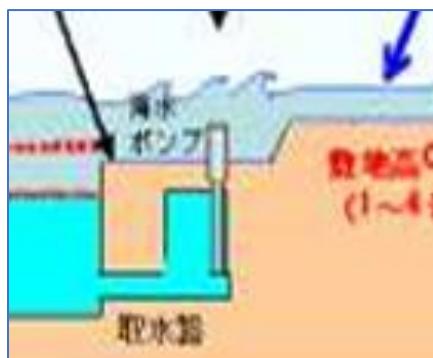
今考えると、この両者は酒席で気を許して原告が何を語るのかの情報を求めていたのではないかと思うが、原告は一切酒を飲まないので、心を許したこととはなかった。このような席でも、彼らから「**津波対策**」の話を聞いたことがなかったので、こちらが完全に騙されていたのである。

6 つまり原告は、これをいいたい

やればできる、「為せば成る」とは、下記の福島第二原発の断面図のごとくである。



しかし、被告国第 26 準備書面の全部では、下記の福島第一原発の断面図のように「成らぬは人の為さぬなりけり」を主張している。



原告が事業者のころは、この世にない難問が来ると喜んでいた。理由は、誰もやったことがないので、勢いやる気になった。原告オリジナルな、フローチャートからシステム設計そして実施設計・施工までやることに生きがいを感じていた。原告のオリジナルシステムは、各地に足跡を残しているが、その中の多くが、県栽培漁業センターだったが、本件大津波で流出・破損してしまった。県栽培漁業センターの仕事では、第一原発構内の 1～4 号放水口から取水するポンプシステム、自然海水プールから取水するポンプシステムにも、オリジナルなものがあった。

原告は常に、「為せば成る」という不屈の考慮で、悩みながら成功の糧を生業としてきた。このような経験から被告第 26 準備書面の全部を読むと、いささか

軽挙妄動のように受け止めている。何が軽挙妄動といふのかといふと、「**善意の国民**」が主張している津波対策の全部を否定しているからである。

原告が業者のとき、①顧客から「問題解決の依頼」があった時は、先ず、要求を満たすために、②状況確認（現場の形状・空間、周囲、勾配、地質・地耐力、電気・水道、排水、環境汚染等の外観）を行い、③要求原因を顧客と共有する。これが済めば、④基本構想を示し、了解を得る。次に⑤現場の測量を行い、⑥起案して作図する⑦依頼者に提示する。これ以上の段階には顧客に専門性がないので、⑧実施設計、積算は独断になる。実施設計には、⑨要求事案に対するプロセスを確立して、フローチャートを造らなければならない。要求に係るフローチャートが書けないようでは専門家とは言えない。ここまで進むと⑩資機材の仕様が決まるので、積算に入り、⑪見積書の提出→⑫受注と進み、⑬施工に入る。①から⑬が済めば、今度は維持管理を請け負うので、原告の起案、施工が失敗すると、顧客との関係は破談になってしまうので、失敗は許されなかった。被告らが言う「想定外」などと顧客に語ったことはこれまで一度もなかった。①から⑬までは完璧を社是としていたので、本件事故に際して被告東電の不作為隠しと責任回避に、政府一丸となって手を貸している姿は、公務員のやることではない。

「**善意の国民**」が主張していることは、現場経験者として本件事故の真因を察すると、原因があまりにも単純すぎるので、「こうすれば事故は防げた」という方法論を陳述した。

ここで断っておかなければならぬことは、「**善意の国民**」が意見陳述したのは、①から⑬に至る起案段階の⑤現場調査・測量を行う前で、調査の成果の共有には至らないので実施設計はおこなっていない。したがって被告第26準備書面で反論しているのは、「**起承転結**」の「**起承転**」を省いて「**結**」を都合よく解釈し主張しているので、原告との時間の差が大きく、かみ合わない被告第26準備書面の全部は失当である。

むすび

●1 「被告国第26準備書面」第1はじめについて

【被告国第26準備書面第1はじめに示されている渡辺敦雄氏の意見書、佐藤暁氏の質問回答書、筒井哲郎氏及び後藤政志氏連名の各意見書等、上津原氏の検察官面前調書、吉岡律夫氏らの津波対策研究会・最終報告書、～東京地裁50部訴訟で実施された証人尋問調書等に依拠して、講すべき回避措置として「A:防潮堤（防潮壁）の構築」、「B:建屋の水密化」、「C:原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等の重要機器室の水密化」、「D:高所化（津波の影響が及ばない高所に移設又は予備の設備を設置）」、さらに、「E:失敗学会方式」として、失敗学会最終報告書で挙げられた各措置（略）、（略）等を挙げた上で、「回避措置義務が課されるべき個々の措置についてだけではなく、全ての講ずるべき回避措置が講じられ」るべき旨を主張する（原告第24準備書面「略」）】について反論する原告（双葉町を預かる町長）としては、「善意の国民」の提唱する案は、もっともな意見だと考えている。被告は、信用性がないとか、理由がないとか簡単に否定するが、双葉町が本件事故で壊された姿の実情から考えれば、意見書を作ってくれた方々に対し、被告が簡単に「ダメ」を語っていることに対し、ではなぜ、原発が壊れて、原発事故によって、原告の人生が壊されたのですかと問いたい。「善意の国民」の提案に対し、被告国第26準備書面では、「本件事故前の科学的、専門技術的知見」等の事故前には聞いたことがない言葉を多用して「善意の国民」の起案をことごとく否定している。原告は「本件事故前の科学的、専門技術的知見」の持つ意味は、事故前に聞いたことがないでの、焦点を絞られないために困っている。

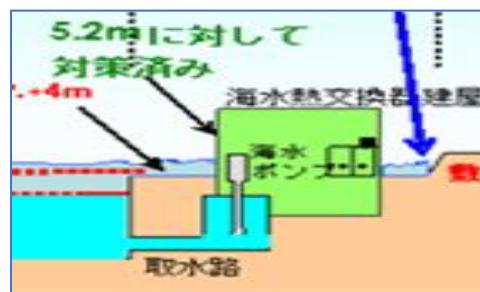
●2 筒井氏らの意見ないし証言が信用性の乏しいものであることの指摘

筒井氏らは、原告に対し費用弁償を請求しないで、意見書を作成してくれている。本件事故の無様な壊れ方をみて、このようにしておけば事故にはならなかつたという、発想の下で意見書を提供していただいたものである。これは善意の協力ということになる。

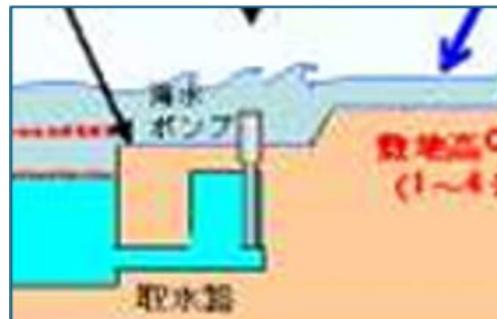
原告は、渡辺敦雄意見書（甲口第80号証）、佐藤暁回答書（甲口 第81号証）、筒井哲郎・後藤政志らの主尋問提示書証（甲口第88号証）、

吉岡律夫最終報告書（甲ハ第39号証）、吉岡証人尋問調書（甲ロ第90号証）（上記の方々を「善意の国民」と呼ぶことにしている。）等の内容には、それぞれ貴重な提言だと実感している。

以下の図を参照すれば、福島第二原発が甚大な事故に至らなかつた姿が示されている。事故前に「為した成果」を、事故後に立証していることを原告は見逃さない。



反対に、被告らが何もしなかつたための「為さざる結果」を下図に示す。



信用・信頼性ということから考えると、被告国第26準備書面の全部で「善意の国民」の意見を否定した姿が上図であり、被告国第26準備書面の全部に信頼性が全く存在していないことが理解できる。

【以下、被告第26準備書面の全部を「原告」が反論する】

筒井氏、渡辺氏、佐藤氏、後藤氏らの意見、証言は信用性に乏しい（6/7頁）とし、吉岡氏と原告の主張には理由がないこと等の暴言には、そのほかに、「非現実的な前提、科学的、専門技術的知見、専門的知識、本件事故前の科学的、専門技術的知見、非現実的な内容で合理性、規制上の要求として講じられたもので

はなく、自主対策として講じられたものである（13頁）、と大変強く述べているが、これを述べた方が有している経歴と国家資格等の裏付けを見ないと、文官のただの言葉遊びにしか聞こえないので、余計に原告は被告第26準備書面の全部を真に受けことができない。

筒井氏らの意見ないし証言が信用性に乏しいものであること（7頁）

また、筒井氏の意見に反対する理由は原告に存在しない。原告は筒井氏に設計の仕様書を提示したものではなく、筒井氏の私見を尊重するのみで、「為せば成る」という考え方で主張しているので、被告国に問題を共有せず、批判だけされる理由はない。

被告国がいう、「福島第一発電所の特徴等を踏まえない非現実的な前提」とは、被告国にこそ「『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』という公約のその前提に誤りがあった」ことが、既に当準備書面の冒頭で示したように、日本で一番津波に弱いことを、被告国に対し「その前提に誤りがあった」と主張しておくる。

被告が「電気室等の設置は、耐震設計の観点や、原子力発電所の特質からすれば、非現実的な措置というほかない。」の奢った言い分は間違いである。一般家屋の方が、耐震設計強度が高くなっていることを知らなすぎる。

このようなことから判断すると、被告国の反論にこそ非現実的でありすぎるので、被告の反論は軽挙妄動である。

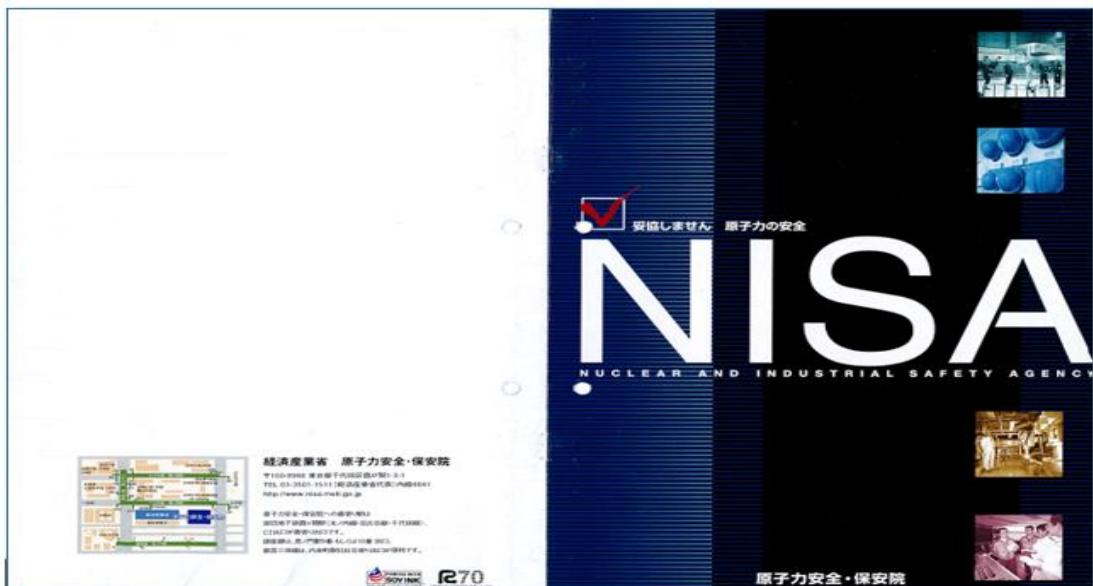
«第26準備書面の13頁中段»「女川発電所及び島根発電所に設置された非常用電源設備は、いずれも規制上の要求として講じられたものではなく、自主対策として講じられたものである。」の記述に対して、

「本件事故前に、被告国が被告東電に対して規制要求として電気室等の新設を講じさせることができたとはいえない。」の記述は、原子力安全・保安院の規制義務を超えた任務懈怠の標本のようなことを被告国が自白している。上記のこの言葉は額に入れて保存しておくことにする。

では、女川発電所、島根発電所（津波に一番弱い発電所）の事例を知っていたのだから規制要求ではなく、福島第一も同様に「任意の自主対策」として、原子力安全・保安院は津波対策を要求すればよかったことになる。これを知りながら対策をさせなかつたために、本件事故を惹起させた原子力安全・保安院の不作為は重大で看過できない。

事故前に原子力安全・保安院らが原告に示してきた資料・文献および報告を見ればわかるように、原子力発電所の中心に「NISA」がいますという約束を被告らが読んでいないから、こんな言い逃れを語っている。

以下の資料は、平成 17 年 12 月原告が双葉町長に就任してまもなく、第一原子力保安検査官事務所長の都筑氏がこの資料を持参して、縷々説明したものである。これが原告の原子力行政の出発点だったので、明快に記憶している。原告は、この資料の内容そのものを、本件「事故前の科学的、専門技術的知見」と理解していた。被告国は以下に異議はないはずである。



以下省略

おわり